

大総務第113号
令和7年2月27日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく阪神国際港湾株式会社に係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪港湾局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名	大阪港湾局	団体名	阪神国際港湾（株）
-------	-------	-----	-----------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	阪神港（大阪港及び神戸港）のうちの大阪港において、外貿埠頭の利用を拡大することで貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持すること
	(2)中期目標期間 令和2年9月1日から令和7年3月31日
中期目標	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	外貿埠頭の利用拡大により貨物取扱量が増大している状態、また、フェリー航路数が維持されている状態

中期目標達成状況	指標Ⅰ	集貨実績					
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】	
	目標値	2万TEU増	2万TEU増	2万TEU増	2万TEU増	2万TEU増	
	実績値	1.3万TEU増	0.7万TEU増	0.7万TEU増	1.3万TEU増	9.5万TEU増	
	指標Ⅱ	フェリー航路数					
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】	
	目標値	4航路	4航路	4航路	4航路	4航路	
	実績値	4航路	4航路	4航路	4航路	4航路	

所管所属の自己評価	中期目標の達成状況【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み（目標期間中） ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について		
	<p>中期目標においてめざしていた「外貿埠頭の利用拡大により貨物取扱量が増大している状態」については、コンテナ船のスペース不足や輸送スケジュール遅延、海上運賃の高騰等、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱が原因となり、貨物取扱量に大きく影響を受けることとなった。</p> <p>そのような中、指標Ⅰについては、国内事業者向けセミナーや海外ポートセールスにおいて集貨インセンティブメニュー等を物流企業にPRするとともに、港湾機能の強化に資する施設整備やコンテナ埠頭周辺の渋滞緩和に向けた「新・港湾情報システム」（COMPAS）の導入に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標を達成できていない年度はあるものの、中期目標期間をとおして本市の行政目的を達成できており、「外貿埠頭の利用拡大により貨物取扱量が増大している状態」の実現に向け貢献したものと評価できる。</p> <p>指標Ⅱについては、フェリー振興策の実施等により、フェリー航路の認知度向上と利便性のアピールを図ることができた結果、目標値を達成でき、中期目標においてめざしていた「フェリー航路数の維持」が実現できたと評価できる。</p>		

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
	<p>中国経済の減速や円安の進行による燃料・エネルギー価格の上昇、ウクライナ・中東情勢の混乱の長期化等の影響により、国内港湾の取扱貨物量は伸び悩んでおり、大阪港においても依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、近年、日本の港湾は、アジア各港の台頭により、国際競争力の低下が懸念されている。とりわけ大阪港の地位の低下は、関西の経済・産業の成長に影響を及ぼすことが危惧されることから、産業を支える物流インフラである「港湾」の国際競争力の強化を図り、国際コンテナ戦略港湾の取組を進め、取扱貨物量の増加を図る必要がある。</p>					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
	本市の主導の下で本市と一体となって、主に輸入港である大阪港の実情を踏まえて当該法人が運営する外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。					
	外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	イ	ア：有 イ：無
講ずる措置の内容						
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。						